相続債権者等並びに受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市立川町三丁目四一二番地、最後の住所鳥取県鳥取市滝山四一七番地の三三

被相続人　亡　眞田　俊幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

鳥取県鳥取市幸町二二番地マルニ幸町ビル二〇〇号　弁護士法人西川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中﨑　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡桑折町大字伊達崎字前屋敷九番地、最後の住所岡山市北区西辛川三二三番地一五和楽リビング吉備中山

被相続人　亡　石幡　朝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

事務所岡山市北区春日町五番六号

相続財産管理人

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡佐良山村大字高尾八八七番地、最後の住所不詳（登記記録上の住所岡山県津山市高尾八八七番地）

被相続人　亡　平井　米藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

岡山県津山市林田二九番地一一一

相続財産管理人　司法書士　福田　啓吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市大町一一七六番地、最後の住所岡山県美作市大町一一七六番地

被相続人　亡　水島　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

事務所岡山県津山市山北六三〇―一一　福島ビル二〇一号室

相続財産管理人　弁護士　瀧川　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区六ツ川一丁目一七四番地二五、最後の住所横浜市鶴見区岸谷一丁目二七番六号　被相続人　亡　佐々木美千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

徳島市東出来島町三五番地

相続財産管理人　司法書士　河野　晴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県東松浦郡厳木町大字浪瀬一一一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小松フジヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

佐賀県唐津市北城内七番五―三号松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川島　雄輔

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成三十年二月一日

一　墳墓等所在地　埼玉県草加市花栗三丁目二五番三号

一　墳墓等の名称　南光院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳　石田家、江崎家、髙野家、三田家、山崎家

一　改葬を行おうとする者　埼玉県草加市花栗三丁目二五番三号　宗教法人南光院　住職　藤原雅弘

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年2月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社デック　②第3種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第3－948号　④株式会社デック　千葉県松戸市松戸新田314番地1　代表取締役　小川剛　⑤本社営業所　千葉県松戸市松戸新田314番地1　⑥平成28年4月20日　⑧平成29年8月31日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県松戸市松戸新田314番地1　株式会社デック　代表取締役　小川剛

B　①株式会社ジャパネットサービスパートナーズ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－7199号　④株式会社ジャパネットサービスパートナーズ　東京都江東区南砂二丁目7番5号鴻池ビルディング　代表取締役　高田旭人　⑤本社営業所　東京都江東区南砂二丁目7番5号鴻池ビルディング　⑥平成28年7月7日　⑧平成29年12月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区南砂二丁目7番5号鴻池ビルディング　株式会社ジャパネットサービスパートナーズ　代表取締役　高田旭人

B　①有限会社ダブリュー・アイ・ティー・アソシエイト　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－4258号　④有限会社ダブリュー・アイ・ティー・アソシエイト　東京都新宿区四谷4－29－5　取締役　江端義晴　⑤本社営業所　東京都新宿区四谷4－29－5　⑥平成9年7月10日　⑧平成29年12月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区四谷4－29－5　有限会社ダブリュー・アイ・ティー・アソシエイト　取締役　江端義晴